

I. 事実の概要¹

Xは、平成22年1月12日午前6時ごろ、普通乗用自動車(以下X車という)で片側3車線の高速道路国道下り線を走行していたが、大型トレーラー(以下A車という)を運転していたAの運転態度に立腹し、Aに停車するように求めた。Xが追い越し車線たる第3通行帯にX車を停止させた後、AもXの後方にA車を停止させた。

現場付近は照明設備のない暗い場所であり、相応の交通量があった。XはA車まで歩いていき、「謝れ」などと怒鳴り、Aはエンジンキーを抜いて、ズボンのポケットに入れた。その後、Xは、Aを運転席から路上に引きずりおろし、X車まで引っ張って行って、同乗の女性に謝罪させ、なおも、Aに足蹴り殴打を加えた。そのころ、第3走行帯を進行していたB運転の普通乗用自動車(以下B車)及びC運転の普通乗用自動車(以下C車)はA車を避けようとして第2走行帯に車線変更したが、C車がB車に追突したため、C車は第3走行帯のA車前方に、B車はC車の前方に、それぞれ停止した。C車から同乗者Dらが降車したので、XはAに対する暴行をやめ、同乗女性にX車を運転させ、本問現場から立ち去った。

Aは、エンジンキーが見つからなかったため、Dらとともに付近を捜したりしたが、結局、ズボンのポケットに入っていたのを発見し、A車のエンジンを始動させたが、前方に停止していたC車とB車に進路を空けるよう依頼しようとして、A車から降車し、C車に向かって歩き始めたところ、停止中のA車後部に、E運転の普通乗用自動車(以下E車)が衝突し、Eが死亡し、同車に同乗のFが全治3カ月の重傷を負った。

II. 問題の所在

Xは、Aに対し、後述のとおり傷害罪(204条)が成立する。XがA車を第3走行帯に停止させた結果、E車がA車後部に衝突し、Eが死亡し、同乗者のFが全治3カ月の重傷を負っているが、このことが「自動車運転上必要な注意」を怠り、「よって人を死傷させた」といえ、Xに自動車運転過失致死傷罪(211条2項)が成立しないか。

Xの過失行為は、それ自体後続車の追突等による人身事故につながる重大な危険性を有していたといえ、「自動車運転上必要な注意」を怠ったといえる。そこで、自動車運転過失致死傷罪が成立するためには、過失行為と死傷結果との間に因果関係が認められることが必要であるが、本問では、Xの過失行為の後、Aがエンジンキーを自分のズボンのポケットに入れたことを失念し周囲をさがすなどして、しばらく本問現場にA車を停止させ続けたことなど、少なからず他人の行為の介在が認められるので、Xの過失行為とE、Fの死傷結果との間に因果関係が存在しないとも思える。

そこで、因果関係の判断基準が問題となる。

III. 学説の状況

1. 因果関係の判断基準について

A説：その行為がなかったならば、その結果は発生しなかったであろうという条件関係が存在する限り、刑法上の因果関係が認められるとする説(条件説)。

B説：結果に対する諸条件のうち、何らかの標準を設けて原因と条件を区別し、その原因と結果との間に因果関係があるとする説(原因説)。

C説：因果関係の問題と帰属の問題を区別し、前者はA説によって判断し、後者は行為者の行為が行為の客体に危険を創出し、その危険が具体的な結果に実現した場合にのみ、惹起された結果が行為に帰属されるという説(客観的帰属論²)。

D説：刑法上の因果関係を認めるためには、単に行為と結果との間に条件関係が認められるだけでは足りず、その条件関係の存在を前提として、社会生活上の経験に照らしてその行為からその結果の生ずることが相当であると

¹ なお、本問類似事案として、平成16年10月19日最高裁判所第三小法廷の決定がある。最高裁判所刑事判例集58巻7号645頁、裁判所時報1374号3頁、判例時報1879号150頁、判例タイムズ1169号151頁。

² 山中敬一『ロースクール講義刑法総論』成文堂[2005]134頁

認められることが必要であるとする説(相当因果関係説³⁾。

2. 相当因果関係説における相当性の判断基準について

α説：行為者が行為の当時に認識・予見した事情、及び予見し得た事情を判断の基礎にする説(主観説)。

β説：裁判の時点において、行為当時に客観的に存在した全ての事情および行為後に生じた事情のうち一般人にとって予見可能であった事情を判断の基準とする説(客観説)。

γ説：行為の時点において、一般人が認識または予見することができたであろう一般的事情及び行為者が特に認識または予見していた事情を判断の基礎とする説(折衷説)。

IV. 判例

因果関係の判断基準について 最決平成4年12月17日⁴

<事実の概要>

被告人が、海中における夜間潜水の講習指導中、受講生が潜水経験に乏しく、技術が未熟であり、指導補助者もその経験が極めて浅かったにもかかわらず、不用意に受講生らのそばから離れて同人らを見失い、受講生が圧縮空気タンク内の空気を使い果たして溺死するにいたったという事案。

<決定要旨>

「被告人が、夜間潜水の講習指導中、受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自身が、指導者からの適切な指示、誘導がなければ事態に適応した措置を講ずることができないおそれがあった被害者をして、海中で空気を使い果たし、ひいては適切な措置を講ずることもできないままに、でき死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つものであり、被告人を見失った後の指導補助者及び被害者に適切を欠く行動があったことは否定できないが、それは被告人の右行動から誘発されたものであって、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げないというべきである。」

V. 学説の検討

1. 因果関係の判断基準

(1) 刑法における因果関係は、自然的因果関係とは異なり、発生した結果を構成要件的结果として実行行為に帰属させるための要件であり、その機能・趣旨は、社会通念上偶然に発生したとみられる結果を刑法的評価から除去し、犯罪の成立ないし処罰の適正を図ることにある⁵

(2)ア. まず、およそ因果関係があるといえるためには、「AがなかったならばBはなかったであろう」という条件関係の公式を前提としなければならぬから、刑法上の因果関係も「当該行為がなかったならばその結果は発生しなかったであろう」という条件関係の存在を必要とし、その限りでA説(条件説)は妥当である。

しかしながら、そもそも刑法上の因果関係は、発生した結果のうち、実行行為に基づくものとして処罰できるのがどの範囲であるかを類型的に確定するために必要となるものである。とすれば、その確定にあたっては、自然的因果関係から社会通念上偶然に発生したとみられる結果を刑法的評価から除外し、犯罪の成立ないし処罰の適性を図るべきである。A説は、一般人の経験からすると偶然とみられるようなものについてまで因果関係を認めてしまうことになり、かかる趣旨に反することになるため、妥当ではない。

イ. また、B説(原因説)は、原因と条件を区別する標準に関して、結果に最も近接する条件を原因とする説、結果に対して最有力な条件を原因とする説、生活上の常軌に反した条件を原因とする説など諸説に分かれるが、最終の条件が常に重要とは限らないうえ、いずれも基準としては曖昧である。また、諸条件のなかから原因を区別して、一個の条件のみを摘出して原因と評価することは實際上困難であり、妥当ではない⁶。

ウ. そこで、条件関係の公式を基礎としつつ、条件関係論では因果関係の有無を明らかにできないところから、条件関係を一定の範囲で限定するためにC説(客観的帰属論)が主張されている。これは、相当性の概念を、(i)行為の事前的な危険性である「危険の創出」と、(ii)その結果の具体的な結果への実現、つまり「危険の実現」に分けて検討し、行為者に帰責をするというものである。

C説はA説による因果関係の範囲の拡大を客観的帰属の観点から抑制しようとする点で後述の相当因果関係説

³ 大谷實『刑法講義総論〔新版第3版〕〕成文堂[2007]217頁

⁴ 平成4年12月17日最高裁判所刑事判例集46巻9号683頁

⁵ 大谷・前掲213頁

⁶ 木村光江『刑法〔第2版〕〕東京大学出版会[2002]57頁

と同様な志向に立つものであり、(i)については実行行為、(ii)については、相当因果関係の問題として解消できるといえ、また、実際のその適用においても相当因果関係説と大差がないといえる⁷。また、犯罪には結果犯のみならず挙動犯も存在するのであるから、そもそも実行行為性の判断を結果帰属の判断により置き換えるのは不可能といえ⁸、構成要件該当性の判断の基準として使用することは妥当ではない。

- (3) 思うに、因果関係は刑法上構成要件の判断要素である。そして、構成要件は、違法・有責な当罰的行為を社会通念に基づいて類型化したものであるから、条件関係が認められる結果のうち、行為者にその結果を帰するのが社会通念上相当といえる結果のみを行為者に帰属させ、責任を問うのが妥当といえる。そこで、D説(相当因果関係説)によって因果関係を判断するのが最も妥当であると解する。すなわち、①条件関係の存在を前提として、②条件関係にある行為と結果につき、社会通念上の経験に照らし、当該行為から当該結果が発生することが相当であるといえる場合に限り、因果関係が認められるとすべきである。そこで、②の判断基準について以下検討する。

2. 相当因果関係説における相当性の判断基準

上述のように、刑法における因果関係はD説で判断するのが妥当であるが、D説に立つとしても、上記②の相当性を判断するにあたり、いかなる事情を基礎とするかが問題となる。

- (1) この点、行為者が行為時に認識・予見し得た事情を判断の基礎にすべきとするα説(主観説)がある。しかし、行為者が認識・予見し得なかつた事情については、一般人が認識・予見し得た場合でも判断の基礎とすることができず、かかる場合にも因果関係が否定されてしまうこととなり、刑法の法益保護機能を害し、妥当ではない。

また、裁判時において、行為時に客観的に存在した全ての事情及び行為後に生じた事情のうち一般人にとって予見可能であった事情を判断の基礎とするβ説(客観説)がある。

しかし、行為当時の事情に関して、一般人も知ることができず、行為者も知らなかつた特殊な事情をも判断の基礎に含めてしまうのは、社会通念上偶発的結果の排除、という因果関係の趣旨に反し、条件説の問題点を克服しておらず、妥当ではない。

- (2) 思うに、因果関係は構成要件該当性の問題として、行為者にとって偶発的な事情を帰責の範囲から除外するために必要なものである。そして、構成要件は違法類型として一般人を対象とした行為規範となり、また責任類型として行為者に対する責任非難の前提ともなるものである。

そうだとすれば、一般人が認識・予見しえた一般的事情及び行為時に行為者が認識・予見していた特別の事情を基礎として因果関係を判断すべきとするγ説(折衷説)が妥当であると解せる。

VI. 本問の検討

1. まず、Xは、A車を第3走行帯に停止させ、AをA車から引きずりおろしたうえで足蹴り殴打した行為は、人の生理的機能を害する不法な有形力の行使にあたり、かかる行為につき、傷害罪(204条)が成立する。

2. (1) 次に、XがA車を停車させ、E、Fの死傷という結果が発生したことにつき、自動車運転過失致死傷罪(211条2項)が成立しないかを検討する。

まず、本問において、Xが高速道路において道路交通上の必要とされる停車措置もとらず追い越し車線たる第3走行帯に車を止めさせた行為は、「自動車運転上必要な注意」を怠ったと言え、自動車運転過失致死傷罪の実行行為にあたる。

- (2) また、Eが死亡し、同車同乗のFが全治3か月の重傷を負うという「死傷」という結果が生じている。

- (3)ア. もっとも、Aがエンジンキーを自分のズボンのポケットに入れたことを失念し周囲をさがすなどして、X車が第3走行帯を走り去ってからしばらく第3走行帯にA車を停止させ続け、後にE、Fの死傷結果が発生している。

そこで、Xが第3走行帯にA車を停車させた過失行為とE、Fの死傷結果との因果関係が認められるか問題となる。

イ. この点、XがA車を停車させるという実行行為がなければA車後部にE運転の普通自動車と衝突しE、Fが死傷するという結果は発生しなかつたのであるから「当該行為がなかつたならば、その結果は発生しなかつたであろう」という条件関係は認められる。

⁷ 大塚仁『刑法概説(総論)〔第3版補強版〕』有斐閣[2005]178頁。

⁸ 井田良『刑法総論の理論構造』成文堂[2005]63頁。

ウ. では、γ説の立場から当該行為から当該結果が生じることが社会通念上の経験に照らし相当であるといえるか。γ説の立場からは、相当性の判断につき、行為当時において一般人が認識・予見可能な事情及び行為者が特に認識・予見していた事情を基礎に当該行為から当該結果が生じることが相当か判断するところ、追い越し車線たる第3走行帯に停車を継続するというAの過失行為が含まれるか問題となる。

この点、因果関係は構成要件該当性の問題として、行為者にとって偶発的な事情を帰責の範囲から除外するために必要なものであることからすれば、本問でXが第3走行帯を去った後にAがその場にA車を停車させ続けたことはXにとって偶発的な事情であり、XがA車を停止させた時点において一般人が認識・予見可能な事情及びXが特に認識・予見していた事情とはいえず、Xの行為とE、Fの死傷結果との間に因果関係は認められないとも思われる。

しかし、Xが第3走行帯付近を離れた後、Aが直ちにA車を発進させなかったのは、Aが失念したエンジンキーを探していたほか、A車の前方に停止していたB車及びC車に進路を空けてもらうよう依頼しようとしていたためである。

まず、エンジンキーを失念したのは、Xから暴行を受けた際に恐怖から狼狽して慌ててエンジンキーをズボンのポケットに入れたからであり、かかる事情が発生することは一般人にとって予見可能であったといえる。

また、A車を避けようとして追突事故を起こしたB車とC車がA車の前方に停止していたことにつき、そのままではA車を発進させるのが困難であり、AがB車及びC車に進路を空けてもらうよう依頼することも、Xは予見していたといえる。さらに、Xが第3走行帯付近を離れた後の一連のAの行動が特別に異常なものであったともいえない。

そうだとすれば、Xが第3走行帯付近を離れた後のAの一連の行動は、XがA車を停止させた時点において、一般人が認識・予見可能な事情及びXが特に認識・予見していた事情であるといえる。そこで、かかる事情を基礎事情に含めて因果関係の存否を以下検討する。

- (4) 本問において、片側3車線の高速道路の追い越し車線を走行する自動車は、追い越し車線に停止車両がないことを前提に高速で走行しているのが通常であること、さらに現場付近は照明設備がない上に冬の午前6時でかなり暗く見通しが悪かったであろうこと、及び相応の交通量があつてA車ら以外の車にも気を取られるような状況であったことを考えると、Xが現場から立ち去った後に第3走行帯を走行してくる後続車が、同走行帯に停止しているA車の確認が遅れ、A車への衝突を回避する措置を執ることが遅れるためにA車に追突することは、経験則上相当であるといえる。

したがって、Xが本問現場にA車を停車させた過失行為とE、Fの死傷結果との間に因果関係が認められる。

- (5) 以上より、XがA車を停車させ、E、Fの死傷という結果が発生したことにつき、自動車運転過失致死傷罪(211条2項)が成立する。

VII. 結論

上記検討により、Xは傷害罪(204条)及び自動車運転過失致死傷罪(211条2項)の罪責を負い、両者は併合罪(45条前段)となる。

以上